「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書

治安維持法の犠牲者は、平和を願い、人権尊重と主権在民・信教の自由 を唱え戦争に反対したために、逮捕され拷問による虐殺、また獄死すると いう多大な犠牲を受けました。

戦後治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由の弾圧と人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪とされましたが、政府は謝罪も賠償もしておりません。

治安維持法の制定から89年が経過し、生存する犠牲者はわずかになっています。一日も早く政府による謝罪と賠償を実現することは、人道上当然の急務であります。

よって本議会は、政府に対し下記の事項の実現を要望します。

記

1. 「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)を制定し、犠牲者に対して、謝罪と賠償を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月17日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣

少人数学級の推進と定数改善及び義務教育費国庫負担制度2分の 1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書

小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。 日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童 生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラ スの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及 び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級 規模」として、26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学 級を望んでいることは明らかです。

社会状況等の変化により、学校は一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時間数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国(データのある31カ国)の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育はきわめて重要です。 子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につな げる必要があります。

よって本議会は、政府に対し下記の事項の実現を強く要望します。

記

- 1. 少人数学級を推進するため、学級規模は30人以下とし、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備すること。
- 2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月17日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣 総務大臣